# 飯盛西小学校いじめ防止対策基本方針

# 《学校教育目標》

進んで学び、心豊かで、健やかに生きる児童の育成

『校訓』

〇ゆめ(知) 〇えがお(徳) 〇元気(体)

【めざす児童像】

〇学ぶ子 〇気づく子 〇元気な子

# 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【平成26年1月「諫早市いじめ防止基本方針」より】

# 2 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全教職員が以下に示すいじめの 基本認識をしっかりともち、組織的かつ計画的にいじめの「未然防止」「早期発見」「早期 対応」に取り組む。

# 【いじめの基本認識】

- ・いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つこと
- ・いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行うこと
- ・いじめ問題は学校の在り方が問われる問題であること
- ・関係者が一体となって取り組むことが必要であること
- ・いじめ問題は家庭教育の在り方に大きくかかわる問題であること

#### 3 いじめ防止に向けた組織

(1) いじめ防止対策委員会

# 【設置の趣旨】

いじめ防止に関する措置を実効的に行うために、必要に応じて本委員会を開催する。 (ただし、外部関係者は、校長が特別に招集した場合のみ参加)

# 【構成メンバー】

《内部委員》

管理職、生活指導主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、当該学級担任 《外部委員》

学校評議員、PTA役員、地域有識者 等

# 【開催時期】

《定例委員会》 アンケート実施後に開催する。(学期1回) 《臨 時 会》 いじめ事案が発生した時、速やかに開催する。

# (2) 職員会(生活終礼)

# 【設置の趣旨】

児童の生活上の問題や校内・校外での問題行動について、現状報告と指導方法についての情報交換を行い、共通理解と共通行動について話し合う.

# 【構成メンバー】

全職員

#### 【開催時期】

毎週月曜日 15:50~16:30 (随時行うケース会議を含む)

# 4 いじめ防止に向けた取組

いじめの未然防止	いじめの早期発見	いじめの早期対応
人権教育の充実	日常の観察の実施	正確な実態把握
道徳教育の充実	日記や連絡帳等の活用	いじめ防止対策委員会の開催
特別活動の充実	教育相談 (学校カウンセリング) の実施	当該児童への指導・支援保護
体験活動の充実	いじめ実態調査の実施	者への連絡と連携
保護者や地域への働きかけ	(アンケート)	
校内研修の実施		

# 【年間計画】

月	取 組 内 容
4	「いじめ防止対策基本方針」の確認
5	アンケート実施
6	長崎っ子の心を見つめる教育週間、いじめ防止対策委員会①
7	教育相談、校内研修
8	
9	

1 0	
1 1	アンケート実施、いじめ防止対策委員会②
1 2	人権週間、教育相談②
1	
2	アンケート実施、いじめ防止対策委員会③
3	

# 5 具体的な取組内容

# (1) いじめの未然防止

# ①人権教育の充実

- 〇いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり人間として決して許されるものではない」ことを、子どもたちに理解させる。
- 〇子どもたちが人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- ○自他の良さを大切にし、相手を思いやる心を育てるために自尊感情の育成を図る。

# ②道徳教育の充実

- ○道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を 未然に防止する。
- 〇いじめを「しない」「許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- 〇児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授 業を実施する。
- 〇子どもたちの心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や 「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、 いじめを抑止する。
- ○6月の「飯盛西っ子の心を見つめる教育週間」期間中に、命の大切さをテーマに道 徳の授業参観を保護者や地域住民へ公開することにより、広く道徳性の啓発を図る。
- ○8月の平和集会に向け「平和学習」を実施したり、1月に防災と命を考える週間を 設定して「防災学習」を実施したりすることで、生命尊重の心情を深める。
- 〇12月の「人権週間」の取組の中で「いじめ根絶強調週間」を設定し、期間中に各 学年でいじめ等防止について学習する。

#### ③特別活動の充実

- 〇日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や 他者と関わる生活体験や社会体験を取り入れる。
- 〇子どもたちが、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身に つけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。

(グループエンカウンター・ソーシャルスキルトレーニング・アサーショントレーニング等)

〇児童会活動において、自尊感情や自己肯定感を高めるための取組を児童主体で行う。 (「あったか言葉・あったか行動」啓発活動等)

#### 4体験活動の充実

- 〇子どもたちが、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、 体得する。
- 〇福祉体験やボランティア体験、勤労体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に 展開し、教育活動に取り入れる。
- 〇異学年交流、小中連携、保小連携との交流等を計画的に実施し、人と人のつながり を大切にする。

#### 5保護者や地域への働きかけ

- 〇授業参観や保護者懇談会の開催、HP、学校・学年だより等による広報活動により、 いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- 〇単Pや町P主催の親子人権学習やふれあい講演会等で、様々な人権課題について親子で考える機会を設ける。
- 〇個人面談や家庭訪問等で、児童の様子について情報を共有しておく。
- 〇インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。

#### ⑥校内研修の実施

- 〇児童理解に関する研修、実践的な指導助言のあり方に関する研修を実施する。
- 〇各分掌の役割を明確化し、日常的な取組を実施する。

#### (2) いじめの早期発見

- ①日常の観察の実施
  - ○教職員が子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
  - ○休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配り、「子どもたちがいるところには、教職員がいる」ことを心がける。
  - 〇担任を中心に教職員は、子どもたちが形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
  - 〇いじめの早期発見のためのチェックリストを活用する。
  - 〇いじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をし、相談しやすい環境づくりをする。
  - 〇児童の気になる言動を察知した場合、全職員で適切な指導を行い、人間関係の修復 にあたる。
  - 〇インターネット上のいじめについては、インターネットを使用する際のルールやモ

ラルを指導するとともに、平素から情報を得るように心がけ、保護者の協力のもと、 関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

# ②日記や連絡帳等の活用

- 〇日記や生活ノートの活用によって、担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- ○気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

# ③教育相談(学校カウンセリング)の実施

- ○教職員と子どもたちの信頼関係を形成する。
- 〇日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- 〇定期的な教育相談期間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。

#### ④いじめ実態調査(アンケート)の実施

- 〇アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、実態に応じて年間3回実施する。(6月・11月・2月)
- 〇アンケートによりいじめの兆候が認められた場合、再調査や教育相談をするなど早期発見に努める。

#### (3) いじめの早期対応

- ①正確な実態把握
  - 〇当事者双方や周りの子どもからの聴き取りを行い、情報収集と記録、いじめの事実 確認等に努める。
  - ○関係教職員と情報を共有し、事案について正確に把握する。
  - 〇一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握するよう心がける。

# ②いじめ防止対策委員会等の開催

- 〇職員会(生活終礼等)で教職員全員が共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
- 〇いじめ防止対策委員会を定期的に実施し、外部委員も交えながら情報の共有化と意 見交換を行えるようにする。

定例会	第1回	第2回	第3回
実施時期	6月中旬	1 1 月下旬	1月下旬
	心を見つめる教育週間	人権週間前	

- 〇問題を把握したら一人で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を開催し、対応する教職員の役割分担を明確にして組織で対応する。
- 〇教育委員会、関係機関との連絡調整を密に行う。

(「報告」「連絡」「相談」の徹底)

# ③当該児童への指導・支援

- 〇いじめられた子どもの保護に努め、心配や不安を取り除くとともに、継続的に指導 ・支援を行う。
- ○心のケア相談員等を活用し、子どもの心のケアに努める。
- 〇いじめた子どもに対して、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行うと ともに、「いじめは決して許されない行為ではない」という人権意識を持たせる。
- 〇心の教育・命の教育の充実を図り、誰もが大切にされている学級経営を行う。

#### 4保護者への連絡と連携

- 〇いじめ事案解消のための具体的な対策について丁寧に説明する。
- 〇保護者の協力を求め、学校との指導連携について十分協議する。

### (4) 重大事案発生時の緊急マニュアル

